# 業 務 用 季 節 別 契 約
# （選 択 約 款）

２０２６年１１月１日実施

大 東 ガ ス 株 式 会 社

業務用季節別契約

目　　次

１．目　的 ……1
２．選択約款の変更 ……1
３．用語の定義 ……1
４．適用条件 ……2
５．契約の締結及び契約期間 ……2
６．使用量の算定 ……4
７．料　金 ……4
８．料金の支払方法 ……5
９．単位料金の調整 ……5
１０．名義の変更 ……6
１１．契約の変更又は解約 ……6
１２．契約条件の未達時又は契約中途解約時における取扱い ……7
１３．本支管工事費の精算 ……8
１４．緊急調整時の措置 ……8
１５．その他 ……8
付　則 ……9
１．この選択約款の実施期日 ……9
２．本選択約款実施に伴う切り替え措置 ……9
（別　表） ……10
１．料金及び消費税等相当額の算定方法 ……10
２．料金表（業務用季節別契約） ……11

## １．目　的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ、お客さまに経済性・快適性・環境性に優れた天然ガスをご利用いただくことにより、天然ガスの普及促進とお客さまサービスの向上に資することを目的といたします。

## ２．選択約款の変更

（１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の選択約款等によるものとし、（２）および（３）に従ってお客さまにお知らせいたします。

（２）お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（３）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

①　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

②　契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

（４）この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## ３．用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、一般ガス供給約款による他、次のとおりといたします。

（１）「契約最大時間使用量」…　契約に定める最大需要期における１時間当たりの最大の使用量をいいます。（小数点以下切り捨て）

（２）「契約月別使用量」…　契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量を

いいます。

（３）「契約年間使用量」…　契約月別使用量の合計量をいいます。

（４）「契約月平均使用量」…　契約年間使用量を１２で除した量をいいます。（小数点以下切り捨て）

（５）「最大需要期」…　１２月分（１１月検針日の翌日から１２月検針日まで）から３月分（２月検針日の翌日から３月検針日まで）までの４か月間をいいます。

（６）「その他期」…　４月分（３月検針日の翌日から４月検針日まで）から１１月分（１０月検針日の翌日から１１月検針日まで）までの８か月間をいいます。

（７）「契約年間負荷率」…　次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切り捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の１か月当たり平均契約使用量}} \times １００$$

（８）「契約最大時間使用量倍率」…　契約年間使用量を契約最大時間使用量で除したものをいいます。（小数点以下切り捨て）

（９）「消費税等相当額」…　消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(10)「消費税率」…　消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(11)「単位料金」…　９に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

## ４．適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

（１）ガスメーターの能力及び契約最大時間使用量が６立方メートル以上であること。

（２）契約最大時間使用量倍率が４００倍以上、又は契約年間負荷率が６５パーセント以上であること。

（３）契約月平均使用量が５００立方メートル以上であること。

（４）不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

## ５．契約の締結及び契約期間

（１）この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める契約書を用いて、当社と契約を締結していただきます。

（２）この選択約款に基づく契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。

（３）契約最大時間使用量は、原則としてガスメーターの能力と同一といたします。ただし、お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置のうえ、契約開始又は更新に先立つ最大需要期の負荷計測器により算定された１時間当たりの最大の使用量（以下「実績最大時間使用量」といいます。）をもって契約最大時間使用量といたします。なお、算定された実績最大時間使用量が６立方メートル未満の場合、契約最大時間使用量は６立方メートルとし、お客さまが契約開始又は更新に先立つ最大需要期の使用実績がなくこの選択約款に基づく契約の申し込みをされる場合には、当社と協議のうえ、契約最大時間使用量を定めるものといたします。

（４）契約年間使用量、契約月別使用量は契約開始又は更新に先立つ前１２か月のそれぞれの実績使用量と同一といたします。ただし、お客さまが契約開始又は更新に先立つ前１２か月の使用実績がなくこの選択約款に基づく契約の申し込みをされる場合には、当社と協議のうえ、当該それぞれの契約内容を定めるものといたします。

（５）契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

（６）契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで延長するものとし、以後これにならうものといたします。

（７）（６）に基づき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

①供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。

②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

（８）当社は、この選択約款又は他の選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一の需要場所においてこの選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から１年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。

（９）お客さまの契約期間における使用実績が４の適用条件を満たさなかった場合には、当該契約期間の満了日から１年間、当社はこの選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。

(10) 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。

(11) 当社は、お客さまが当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

## ６．使用量の算定

（１）当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

（２）お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置し、負荷計測器により実績最大時間使用量を算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）ただし、負荷計測器の故障等の場合には、お客さまと当社の協議によってその月における実績最大時間使用量を算定いたします。

## ７．料　金

（１）当社は、別表の料金表を適用して、６の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

（２）当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して３０日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、（１）により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

　なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

（３）当社は、次の場合には、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

①　口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合。

②　早収料金適用期間の翌日から起算して１０日以内に支払われた場合

（４）料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

（５）お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていただき、この金額と遅収料金との差額（以下「遅収加算額」といいます。）を、翌月以降にお支払いいただきます。

（６）遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合に、翌月以降の料金と同時にお支払

いいただきます。

（７）当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## ８．料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

①　一般ガス供給約款３７（１）①及び②に規定する料金の場合

②　口座振替が不能となっている場合

## ９．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表２の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（４）のとおりといたします。

①　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

②　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備　考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トン当たり）

５６，１６０円

②　平均原料価格（トン当たり）

別表１（４）に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格

＝　トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９０８８

　　＋　トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０９８７

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりＬＰＧ平均価格は、当社の本社、供給保安センター及び営業所に掲示いたします。

③　原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

**１０．名義の変更**

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの選択約款に基づく契約に関係がある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

**１１．契約の変更又は解約**

（１）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は２（１）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更又は解約することができるものといたします。

（２）当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約することができるものといたします。

（３）お客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、契約期間中であっても、当社はこの選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。

（４）この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその 解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

（５）転出や一時不使用等でガスの使用を解約し、移転先や同一場所でガス使用を開始する場合は、改めて申し込みをしていただきます。

## １２．契約条件の未達時又は契約中途解約時における取扱い

５（３）なお書き及び５（４）ただし書きを適用してこの選択約款に基づく契約を締結しているお客さまが（１）から（３）に該当する場合、当社は（１）から（３）それぞれの規定に基づき料金の精算を行います。なお、精算額計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

（１）契約期間満了時の実績年間負荷率（契約期間における１か月当たり平均実績使用量÷契約期間における最大需要期の１か月当たり平均実績使用量×１００をいいます。）及び実績最大時間使用量倍率（実績年間使用量を実績最大時間使用量で除したものをいいます。）を、当該契約の契約年間負荷率及び契約最大時間使用量倍率にそれぞれ読み替えた場合に適用される基準単位料金が、当該契約に定めた基準単位料金を上回る場合、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、当社は次の算式によって算定する精算額を、原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けます。

**初年度単位料金精算額　＝**

（当該契約期間における実績最大時間使用量倍率及び実績年間負荷率を、契約最大時間使用量倍率及び契約年間負荷率に読み替えた各月の単位料金に基づいて算定した、本選択約款に規定する当該契約期間における各月の料金相当額の合計額）－（本選択約款に規定する当該契約期間における各月の料金（遅収加算額を除きます。）の合計額）

（２）契約期間満了時の実績が４（２）又は４（３）の条件を満たさなかった場合、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、当社は次の算式によって算定する精算額を、原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けます。

**適用条件未達精算額　＝**

（当該契約期間における実績使用量及び各月の単位料金に基づいて算定した、一般ガス供給約款に規定する料金相当額の合計額）－（本選択約款に規定する当該契約期間における各月の料金（遅収加算額を除きます。）の合計額）

（３）１１（１）に基づく契約の解約（当社がやむを得ないと判断した場合を除きます。）又は１１（３）に基づく契約の解約の場合、当社は次の算式によって算定する精算額を、原則として解約の日が属する月に申し受けます。

**契約中途解約精算額　＝**

（解約日までの各月の実績使用量及び各月の単位料金に基づいて算定した、一般ガス供給約款に規定する料金相当額の合計額）－（本選択約款に規定する解約日までの料金（遅収加算額を除きます。）の合計額）

## １３．本支管工事費の精算

本支管工事を伴う設備の新増設後１年未満の契約期間中において、お客さまがこの選択約款に基づく契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の延長又は入取替工事に係る当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

## １４．緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表２の基本料金を次の算式によって割引いたします。

（１）定額基本料金割引額　＝

$$\text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{１時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間使用量}}$$

（２）流量基本料金割引額　＝

$$\text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{１時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間使用量}}$$

## １５．その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。なお、一般ガス供給約款７（３）、３６（１）②及び３７（１）②については、すでに消滅しているものを含むこの選択約款に基づく契約を含んで適用いたします。

付　則

**１．この選択約款の実施期日**

この選択約款は、２０２６年１１月１日から実施いたします。

**２．料金の適用開始時期について**

この約款に基づく料金は、２０２６年１１月計量日以降に算定されるガス料金から適用いたします。なお、２０２６年１１月１日から２０２６年１１月３０日の間で実施される定例検針及びガスの供給を停止した場合は旧約款の料金単価を適用します。

（別　表）

**１．料金及び消費税等相当額の算定方法**

（１）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２）基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大時間使用量を乗じた額といたします。

（３）従量料金は、基準単位料金又は９の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（備考）上記（１）から（３）の算定式は以下のとおりとなります。

早収料金＝定額基本料金
＋流量基本料金単価×契約最大時間使用量
＋単位料金×使用量

（４）調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金

の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（５）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

①　早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

②　遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

## ２．料金表（業務用季節別契約）

（１）基本料金

①　定額基本料金

| | |
|---|---|
| １　か　月　に　つ　き | １２，１００．００円<br>（消費税等相当額を含みます。） |

②　流量基本料金単価

| | |
|---|---|
| １立方メートルにつき | ５５０．００円<br>（消費税等相当額を含みます。） |

（２）基準単位料金

①　契約最大時間使用量倍率が６００倍以上かつ契約年間負荷率が７５パーセント以上の場合、料金表その１を適用いたします。

②　契約最大時間使用量倍率が６００倍以上かつ契約年間負荷率が６５パーセント以上７５パーセント未満の場合、料金表その２を適用いたします。

③　契約最大時間使用量倍率が４００倍以上６００倍未満かつ契約年間負荷率が７５パーセント以上の場合、料金表その２を適用いたします。

④　契約最大時間使用量倍率が６００倍以上かつ契約年間負荷率が６５パーセント未満の場合、料金表その３を適用いたします。

⑤　契約最大時間使用量倍率が４００倍以上６００倍未満かつ契約年間負荷率が６５パーセント以上７５パーセント未満の場合、料金表その３を適用いたします。

⑥　契約最大時間使用量倍率が４００倍未満かつ契約年間負荷率が７５パーセント以上の場合、料金表その３を適用いたします。

⑦　契約最大時間使用量倍率が４００倍以上６００倍未満かつ契約年間負荷率が６５パーセント未満の場合、料金表その４を適用いたします。

⑧　契約最大時間使用量倍率が４００倍未満かつ契約年間負荷率が６５パーセント以上７５パーセント未満の場合、料金表その４を適用いたします。

| | その他期<br>（１立方メートルにつき） | 最大需要期<br>（１立方メートルにつき） |
|---|---|---|
| 料金表<br>その１ | ７４．４９円<br>（消費税等相当額を含みます。） | ８５．４８円<br>（消費税等相当額を含みます。） |
| 料金表<br>その２ | ７７．５８円<br>（消費税等相当額を含みます。） | ８８．５７円<br>（消費税等相当額を含みます。） |
| 料金表<br>その３ | ７９．５６円<br>（消費税等相当額を含みます。） | ９０．５５円<br>（消費税等相当額を含みます。） |
| 料金表<br>その４ | ８１．５３円<br>（消費税等相当額を含みます。） | ９２．５２円<br>（消費税等相当額を含みます。） |

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに、９の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。